



# インドへの長期出張を行う際の 税務・法務上の留意事項

2024年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

# 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地プロフェッショナルファーム AsiaWise Group（AsiaWise会計事務所・AsiaWise法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2024年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびAsiaWise Groupは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびAsiaWise Groupが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課  
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND-info@jetro.go.jp

# 目次

1. 長期出張と個人所得課税	3
2. 長期出張とPE認定課税	7
3. 長期出張とその他論点	12

# 1 | 長期出張と個人所得税

- 概要 日本法人などインド国外法人より、インドに長期出張のかたちで派遣される場合のインドでの個人所得税課税の範囲
  - インド事業立ち上げに向けた市場調査のための長期派遣
  - 工場立ち上げに向けた長期派遣 など

## 1-1 概要

日本居住者が、インドに長期出張する場合、インド個人所得税の納税義務が生じる可能性がある。他方、長期出張である場合は、日本の法人の従業員としての地位で業務についていることになり、継続的に日本居住者として取り扱われる。結果的に、日印双方で個人所得税課税にさらされることになる点留意が必要となる。

# 1 | 長期出張と個人所得税

## 1-2 インド個人所得税における納税義務者

### a) 居住性とインド個人所得税

- インドでは個人を、通常居住者、非通常居住者、非居住者に区分し、それぞれの所得に対して、インド個人所得税を課すこととしている。

居住区分 (インド)	インド源泉所得	日本源泉所得 (インドへ送金)	日本源泉所得
通常居住者	課税	課税	課税
非通常居住者	課税	課税	非課税
非居住者	課税	非課税	非課税

### b) インド居住性区分

- 居住者：以下のいずれかの基準に該当する個人
  - ✓ その年度（4月1日から翌年の3月31日まで）において、合計で**182日以上インドに滞在**している個人
  - ✓ **直近4年度に合計で365日以上**インドに滞在しており、かつ進行年度において**60日以上**インドに滞在している個人
- 非通常居住者：居住者のうち、以下の要件を充足する個人 通常居住者：非通常居住者以外の居住者
  - ✓ 直近7年度でインドに滞在した期間が729日未満であること。
  - ✓ 直前10年度のうち9年間が非居住者であること。

- 居住者に該当する場合は、インド所得税の納税義務者とされる。
- 非居住者は原則としてインド所得税の納税義務者に該当しないが、インド源泉所得はインド所得税の課税対象となる（次ページ参照）。

# 1 | 長期出張と個人所得税

## 1-3 短期滞在者（非居住者）免税

### c) 短期滞在者（非居住者）の特例

- 日本居住者（インド非居住者）がインドに短期滞在する場合は、以下の三つの要件すべてを充足する場合に限り、当該個人のインド源泉所得に対する課税は免除されます（日印租税条約第15条②）。
  - ✓ 出張者の当該年度を通じたインド滞在日数が、合計183日を超えないこと。
  - ✓ 報酬が、日本法人（雇用主）など、インド国外居住者から支払われるものであること
  - ✓ 報酬が、日本法人の雇用主のインドPE（恒久的施設等）によって負担されるものでないこと

### d) インド個人所得税申告

- インドで税金を支払う義務がある個人はPAN（税務登録番号）を申請、入手する必要があります。
  - PANは、指定された書類を提出してから15日以内に発給されます。
  - インド所得税の納税義務者になることが想定される個人（出張者）は、インド到着時または到着前にPANを申請することが推奨されます。
  - 個人は、関連する書類を提出することによりオンラインでPANを申請することができ、物理カードの受け取りに替えて、E-PAN（つまり、電子メールで受け取るPAN）を選択することも可能です。
- 
- インド所得税の納税義務者は、PANの取得に加えて、インド確定申告書の提出（7月末提出期限）が求められる。
  - 給与支払い者は、インド個人所得税の対象となる給与を支払う際に、源泉徴収を行うことが求められるインド国内払い給与に加えて、インド国外払い給与についても源泉徴収の対象とされるため留意が必要。
  - 日本法人が源泉徴収を行う場合は、TAN（源泉徴収義務者番号）を入手する必要がある。

# 1 | 長期出張と個人所得税

## 1-4 日本個人所得税

### e) 居住性と日本個人所得税

- 日本国籍を有する個人は、日本国内に住所を有している場合は、日本居住者（永住者）とされる。
  - 日本国外に継続して1年以上居住することが通常必要となる職業を有している場合は、日本国内に住所を有しないものとされる。
    - ✓ 出張を前提とする場合、雇用主は継続して日本法人であるところ、日本国外に居住することが必要となる職業を有しているとは認められない。
- ★ 長期出張による派遣を行う場合、出張者は継続的に「日本居住者（永住者）」と取り扱われることになる。

居住区分（日本）	インド源泉所得	インド源泉所得 （日本へ送金）	日本源泉所得
居住者（永住者）	課税	課税	課税
非永住居住者*	非課税	課税	課税
非居住者	非課税	非課税	課税

\* 日本国籍者は該当しない。

- 長期出張者は、インド源泉所得などに対して、日本でも個人所得税課税を受けることになる。
- 日本において外国税額控除の適用を申請できるが、実務的な課題にも配慮が必要。
  - ✓ 外国税額控除限度額
  - ✓ 手続きコスト（コンサルタントコストなど）
  - ✓ 還付金の処理（還付は個人になされる）

## 2 | 長期出張とPE認定課税

- 概要 日本法人が、インドに長期出張のかたちで当該企業の人員をインドに派遣する場合におけるインドでの法人所得課税
  - インド事業立ち上げに向けた市場調査のための長期派遣
  - 工場立ち上げに向けた長期派遣 など

### 2-1 概要

日本企業（日本の法律に基づき設立された法人）であっても、インド国内に恒久的施設（PE）を通じて事業を行っている場合は、インド法人所得税の納税義務者となる。長期出張者の派遣がPE認定される結果、想定外のインド法人所得課税が生じる可能性があることに留意が必要となる。



## 2 | 長期出張とPE認定課税

### 2-2 恒久的施設（PE）

#### a) インド法人所得税の納税義務（PEなければ課税なし）

- 日印租税条約において、日本法人はインド国内に設置したPEを通じて事業を行わない限り、インド法人所得税の納税義務を負わないこととされている（日印租税条約第7条）。

#### b) PEの定義

- 事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所とされ、以下の要素を充足することが求められる。
  - ✓ 事業を行う場所であること。
  - ✓ 一定の期間継続すること。
  - ✓ 一定の場所であること。
  - ✓ その場所を通じて自己の事業が行われていること。
- 事業を行う場所に該当するか
  - ✓ 広く解釈される傾向にあり、一定の物理的スペースがあれば十分とされる。
- 一定の期間継続するか
  - ✓ 長期出張の場合は一定の期間を充足する可能性がある（例：建設PEの場合は6ヶ月（日印租税条約第5条③、④））。
- 一定の場所であるか
  - ✓ ホテルの部屋なども該当する可能性がある。子会社の工場などに長期間滞在する場合も該当する。
- その場所を通じて自己の事業が行われていること。
  - ✓ 単に一時的なものではなく、反復継続的な活動である場合該当する。

## 2 | 長期出張とPE認定課税

### 2-3 恒久的施設（PE）除外規定

#### c) 準備的、補助的な活動についてはPEを構成しないこととされる。

- 企業に属する物品または商品の保管または展示のためにのみ施設を使用すること。
- 企業に属する物品または商品の在庫を保管または展示のためにのみ保有すること。
- 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- 企業のために物品もしくは商品を購入しまたは情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- その他、準備的、補助的な活動のためだけに一定の場所を保有すること。

### 2-4 PE帰属利益

#### d) PEに帰属する所得

- インドにあるPEを通じてインド国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該PEに直接または間接に帰属する部分に対してのみ、インドにおいて課税することができる（日印租税条約第7条①）。
  - ✓ 帰属所得の算定はPEを所属企業から独立した別個のエンティティとみなして、そこに帰属する所得を「独立企業間原則」に基づき算定する。
  - ✓ インド所得税法上の規定に基づき、帰属する費用の損金算入が認められる。この点、インド税法に基づき求められる源泉徴収が適切に実施されていない費用などについては、損金不算入扱いとされることには留意が必要。
    - 帰属する社員の給与のうち、インドにおいて源泉徴収が実施されていない場合は、損金不算入となる可能性がある。
- PEが認定されるか否かに合わせて、帰属する所得金額にも留意の上対応策を検討する必要がある。

## 2 | 長期出張とPE認定課税

### 2-5 PE認定課税の影響

#### e) 法人課税

- PEに帰属する所得に対して、法人所得税が課税される。法人所得税率については、外国法人向けの税率が適用される。
  - ✓ 内国法人（30%、25%など） vs 外国法人（40%\*）（Surchargeなどの付加分除く）

\* 2024年度予算案（7月）において、35%への引き下げが提案されている。

- 帰属所得についての主張を行わない場合、帰属所得について不合理なみなし計算が実施される可能性に留意が必要。

#### f) 個人課税

- PE関連業務に従事している出張者のインド源泉給与はインドでの課税対象とされる。
  - ✓ 非居住者であり、短期滞在者免税の適用していた該当者について、インド個人所得課税が実施される。
- 追徴される個人所得税額を、会社が補填する場合、補填額に対して日本所得税が課税となることに留意が必要。
- 短期出張者、長期出張者は共に日本での所得税課税に加えて、インドでの個人所得税課税にさらされることになる。結果的に、日本とインドの二重課税状態となり、日本で外国税額控除を適用できると考えられる。しかしながら、その費用対効果から「二重課税」を受け入れるという判断を行うことも考えられる。

## 2 | 長期出張とPE認定課税

### 2-6 PE認定課税リスクの低減策

#### g) 人員派遣ストラクチャーの検討

- PE認定の可能性が低くなく、PE認定を受けた場合の影響額に重要性があると認められる場合は、PE認定課税リスクの低減方法を検討することが必要となる。
  - ✓ 派遣日数の削減
    - 日本からのリモートワークなどにより、長期出張者のフィジカルな派遣日数を削減する。
    - プロジェクト単位での派遣人員管理を明確化し、プロジェクト単位での派遣日数を削減する。
  - ✓ 長期派遣者の出向形態への切り替え
    - 現場業務に従事することが予定されており、長期的に現地に滞在することが求められる担当者を、出張ではなく、子会社等への出向形態に変更する。
  - ✓ インド子会社等への業務移管および同社によるインド所得計上
    - インドでの活動にかかる所得をインド子会社にて計上することにより、PE認定を受けた場合の追加帰属所得認定額を削減する。
- PE認定を受け、追徴される場合、遅延金利、ペナルティなども含めると本税を大幅に超える損害を受けることが想定される。
- PEリスク管理の観点から、重要なPEリスク取引については、事前に適切な対応をとることが推奨される。

## 3 | 長期出張とその他論点

### 3-1 ビザの種類について

インドにおけるビザの種類や法規制は、出張の目的や期間によって異なります。

#### a) 商用ビザ (Business Visa)

- ・ 対象：インドで事業体設立やその可能性検討、製品等の購入/販売、ミーティングや取締役会等への出席、ビジネスサービスサポート、人材採用、展示会や見本市等への参加等を目的とする者。
- ・ 有効期間：日本国民については、10年以内。複数回の入国が可能だが、各訪問期間中の滞在は180日を超えないことが必要。
- ・ ビザ発給の条件：(i) 経済的に安定した人物であること（ビザ発給の際には、経済的地位と、目的とする事業分野における専門知識について十分な証明がなされることが必要）、(ii) 貸金業等の事業、フルタイムの雇用等を目的とするものでないこと、(iii) 納税義務等その他の要件の遵守

#### b) 就労ビザ (Employment Visa)

- ・ 対象：原則として、高度な技能および/または資格を有する専門職である外国人に与えられる。
- ・ 有効期間：最長5年間。雇用ビザの有効期間が180日を超える場合、当該外国人は到着後14日以内に当該FRROに登録しなければならない。
- ・ ビザ発給の条件：高度な技術や資格等のほか、年間最低2万5,000米ドル以上の給与

#### c) プロジェクトビザ (Project Visa)

- ・ 対象：電力および鉄鋼セクターのプロジェクト従事者。
- ・ 有効期間：1年間またはプロジェクト/契約の実際の期間のいずれか短い期間。複数回の入国可能。

## 3 | 長期出張とその他論点

### 3-2 外国人登録（FRO/FRRO）について

インドに滞在する有効なビザを持つ外国人は、180日を超えて継続して滞在する予定がある場合 FRO/FRROに登録する必要があります。

#### a) FRO/FRROとは

- ・ Foreigners Registration Office (FRO)がインドに入国する外国人の登録と入国管理を担当しており、一部の各地域ごとにForeigners Regional Registration Offices (FRRO)が設置されている。事務所はデリー、バンガロール、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、ハイデラバード等であり、それ以外の地域では、地区警察署長が登録官を務める。

#### b) FRO/FRROにおける外国人登録

- ・ 180日以内の滞在に有効なビザでインドに入国する外国人（パキスタンおよびアフガニスタン国民以外）については、登録不要。
- ・ 180日以下の滞在に有効なビザでインドに入国し、180日を超えてインドに滞在することを希望する外国人は、インド到着後180日の満了後14日以内に、関係するFRO/FRROに登録が必要。
- ・ 180日を超える滞在に有効なビザでインドに入国する外国人は、インド到着後14日以内に、関係するFRO/FRROに登録が必要。

なお、180日は、インド入国日からカウントする。

## 3 | 長期出張とその他論点

### 3-3 インドでの起業・拠点立ち上げについて

インドにおいて、日本人が起業あるいは拠点を立ち上げる場合、以下のような手順で行うのが一般的です。

#### a) 商用ビザ (Business Visa)

インドでの事業体（通常は非公開会社）の設立準備等を目的として商用ビザを取得する。これにより、インドにおける市場調査や顧客・調達先との交渉、オフィスや住居の契約準備等を行うことが可能となる。取得のためには、インドの会社からの招聘状等を提出する必要がある点に注意が必要。

事業体の設立前は、当該設立予定の事業体が各種契約の当事者となることや、銀行口座を開設することができない。

#### b) 就労ビザ (Employment Visa) の発行

事業体を設立した後は、当該事業体との雇用契約に基づいて、就労ビザの発行を受ける。なお、株式会社の場合、居住取締役 (Resident Director) の要件を満たす必要がある点に留意。

#### c) 個人事業主 (Proprietorship) について

なお、インドにおいて、インド人が個人として事業を行い、個人事業主 (Proprietorship) として登録・納税することは認められているが、外国人が個人事業主としてインドでビジネスを行うことは認められていない。そのため、個人で起業を希望する場合でも、株式会社等の事業体を設立することが必要。なお、非公開会社を設立する場合、最低2人の株主が必要。